

2009年9月19日
教務部教務課

新型インフルエンザに関連した教務上の配慮について

- (1) 発熱、咳などの症状があり、新型インフルエンザの可能性があれば登校せず、かかりつけ医やその他の一般医療機関に電話連絡の上、受診してください。これにより授業を休んだ場合でも、学部・研究科の事務室から、担当教員にその旨連絡し、発症日(発熱、咳等)から8日間、欠席として扱わない等(※1)の配慮をします。ただし①学部・研究科事務室への電話連絡、②後日、医療機関の領収書もしくはレシートのコピーを学部・研究科事務室へ提出すること、の両方の手続が必要です。
- (2) また、医療機関等において、「新型インフルエンザ」「新型インフルエンザの疑いがある」とされた場合には、学部・研究科事務室に電話で連絡して、医療機関等の許可が出るまでは登校しないください。

(※1)

①欠席扱いにしないこと

なお、「保育士の所要資格に係る各授業科目」における欠席の取り扱いについては、教育学部事務室または短期大学事務室に問い合わせてください。

- ②休んでいる間の授業内のレポートに関すること
③休んでいる間の小テストに関すること
④授業への質問や配布したレジュメに関すること

以上